ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第52号　2017/3/13

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】ギャンブル依存症対策推進基本法よりもギャンブル被害対策基本法を／ギャンブル依存障害と医療ビジネス／ギャンブルオンブズマン川柳／万博オールジャパンのウソ／パチンコ研究(7)パチンコの「黒い」伝説／コラム：パチスロ景品買いに関する警察庁の見解、カジノと雇用創出、公営ギャンブルの広告、カジノギャンブル依存症対策株式銘柄？！、宝くじとスポーツくじの射幸競争／書籍紹介／書籍・論考紹介まとめ(2)／事務局だより：総会案内

ギャンブル依存症対策推進基本法よりも

ギャンブル被害対策基本法を

１．2016年12月の臨時国会の延長期間を利用した議員立法ＩＲ法

　　ＩＲ法の強行採決に対し、マスコミの一斉批判があった。特にギャンブル依存症については、日本の公認ギャンブルが多くの被害者を生みながらその対応がほとんどなされていないことが強く非難された。パチンコでいえば最大年35兆円、今でも年20兆円弱も売り上げている。パチンコ業界の利益はその5～10％であるという。

　　公営競技は売上の約75％を、宝くじ・totoが45～50％を客への配当に回し、残りを公益目的と称して収奪する。政府や公共自治体、またそれらが支配する団体が行う公営ギャンブルは、高い収奪率である。しかし、パチンコは実質民営賭博であり、その収奪金は業者らに入る。ギャンブルに伴って消費者が失う被害と収奪は高い。そして、業者らはパチンコに伴う様々な弊害に対して責任を果たしていない。こんな無責任な事業を許す国家は他になく、そこにパチンコ以上の民営カジノを認めようというのだから全くひどい議員立法である。

２．消費者基本法とギャンブル

　日本には1968年制定の消費者基本法がある。同法は、消費者の権利や利益を守ることを基本にし、国、地方自治体、事業者の責務の存在を定め、消費者や消費者団体にも努力を定めている。しかし、ギャンブルの領域については、ギャンブル事業者（国、地方自治体）、風営法上の業者（パチンコ業者ら）と消費者（客）の関係は全く「空白領域」とされてきた。

　　宝くじやパチンコを含め、日本国民の過半が客として消費者となった経験を有す。パチンコもあって、厚生労働省の委託調査で国民の4.8％、536万人がギャンブル依存者になっているとの推定がされるまでに至っている。

　　実に1947年以来、宝くじや公営競技による70年余にわたる政府（事業者）の消費者収奪と、拡大被害に対して無対応であった罪は大きい。

３．ギャンブル依存症対策推進法の提言

議員らによる2010年以来の立法推進により2016年12月ＩＲ法が成立し、ギャンブル依存症を筆頭とするギャンブルに伴う社会への被害対策の急務がようやく認識されるようになった。

九州弁護士連合会はギャンブル依存症対策推進法の骨子試案を発表した。「アルコール健康障害対策基本法」を参考にしたもので、以下の項目を規定する基本法の必要性をいう。

　第1　総則

　　1　目的、定義等　　2　国の責務　　3　地方公共団体の責務　　4　事業者の責務

　　5　国民の責務　　6　医師等専門家の責務　　7　対策推進事業実施者の責務

　　8　ギャンブル依存症問題啓発月間

第2　基本計画の策定等

　1　ギャンブル依存症対策推進基本計画の策定　　2　関係行政機関への要請

　3　都道府県毎のギャンブル依存症推進基本計画の策定

第3　基本的施策

　1　教育の振興等　　2　不適切なギャンブルの誘因の防止　　3　健康診断及び保健指導

　4　ギャンブル依存症に係る医療の充実等　　5　相談支援等

　6　社会復帰の支援　　7　民間団体の活動に対する支援　　8　調査研究の支援

第4　ギャンブル依存症対策推進会議の設置

４．ギャンブル被害とアルコール健康障害

アルコール類はアルコール中毒といった急性の病気だけでなく、アル中と呼ばれる慢性中毒やアルコール依存症を生んでおり、その対策が必要とされた。アルコール（酒）類は、薬物と並んで人を依存症にすることがある。社会的に成年には飲酒を禁じられないが、時、ところ、場、そして個々人に対して量を抑制しないと、健康被害や重大な社会問題を生じさせる。

酒、アルコールについては、人の健康障害に絞っても対策をとる必要があるから、国、地方公共団体、事業者、国民、医師の責務と、健康増進事業者の責務等を定め、基本施策として「教育振興」「不適切な飲酒の誘因の防止」「健康診断及び保健指導」「アルコール健康障害に係る医療」「相談支援」「社会復帰の支援」「民間団体の活動支援」「調査研究支援」の各項目を規定している。

　　ここにあるように「アルコール健康障害対策基本法」は、あくまでアルコール健康障害に絞った対策基本法である。ギャンブル依存症も予防や回復、健康被害について同様の対策が必要であるといえよう。

　　しかし、ギャンブルをめぐる被害対策は、ギャンブル依存症の健康回復や社会復帰、依存症の予防だけでは十分でないといえる。ギャンブルとアルコールの対比を考えると、飲用アルコール類の製造・販売そのものは違法でなく、歴史的社会的に酒類は有用物の製造・販売として公認されてきた。すなわち、酒類の製造・販売と賭博は、評価を全く異にし、その適法性については本質的に異なっているのである。

　　酒・アルコール類は、それ自体は不適法物どころか有用物である。その用法、飲酒の時（Ｔ）、場所（Ｐ）、機会（Ｏ）が有害な結果を招いたり、安全性、品質表示、適正表示や未成年者への販売禁止といった販売規制、さらには酩酊者等への飲酒をはじめ不適切な誘因活動の防止、飲酒に対する安全教育の教育が足り、交通安全では運転手の乗務中の禁酒等は道路交通法をはじめ交通法規の定めるところとなっている。

５．賭博の基本的な反社会性と消費者被害

ギャンブル（賭博）は刑法で一律禁じられる違法行為である。現に存在する公営賭博や公営くじは、それぞれ特別法で特別許可された者だけがなしうる。法律による特別の許可のないギャンブルは、全て刑法185～187条に違反する犯罪となる。

ギャンブル行為を公認する特別法には、昭和20年代に制定された宝くじから競馬、競輪、モーターボート（競艇）、オートレース（自動二輪車）の各法と平成10（1998）年制定のスポーツ振興投票法（サッカーくじ法）がある。

　　政府・自治体所管の公営ギャンブルは、その事業がいわゆる「収益事業」として税収の補完収入であり、税と同様に公益目的に使われるとして認められた。そうして専ら売上を上げることにのみ狂奔した。

　　これらはその成立時の立法の貧困さが見受けられる。例えば、競馬法（1948年）は目的条項も欠く。勝馬投票券の発売によるギャンブルシステムを定め、競馬運営を妨害する結果となるものを賭博罪により厳しく処罰する。ところが、競馬法には主催者の利益を守る規定はあっても、競馬場に入場したり勝馬投票券を買う客（消費者）の利益を守る条項はない。

競輪システムを定める自転車競技法（1948年）、競艇システムを定めるモーターボート競走法（1951年）、オートレースシステムを定める小型自動車競走法（1950年）も同様である。宝くじの当せん金付証票法（1948年）やサッカーくじ法も、消費者保護に関する規定はない。競馬法以下公営競技は未成年者、サッカーくじは19歳未満の各購入制限はあっても、宝くじには券購入の年齢による適格制限さえないのである。

つまり、公営ギャンブルを許容する各法は、専ら産業（育成）法規定だけがあり、消費者保護はおろか独占禁止法のような適正な市場秩序を守るという視点さえない。消費者国民（客）を一方的に収奪する賭博開帳法、富くじ発売法になっている。

これはギャンブルをめぐる法が、ギャンブルにともなう被害を防止することが全くない状況であることを示している。

６．民営パチンコ・パチスロと風適法（風営法）違反

さらに、風適法の下での風俗営業とされるパチンコ・パチスロは、同法23条が①現金又は有価証券を賞品として提供すること、②客に提供した賞品を買い取ること、③遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類するものを営業所外に持ち出すことを禁じているのに、1960年頃までは店が賞品を換金したり、あるいは待ち受ける業者が賞品を買い取ったりしていた。これらの業者は暴力団が絡んでおり、警察がこの暴力団の介入を排除しようとしていわゆる「三店方式」が全国に広まった。三店方式とは、1961年に大阪で警察ＯＢのパチンコ営業者とその団体が考案したものが始まりで、警察庁の幹部が黙認する形で成立し、多少の異なりはあるも全国で一般化した。店（ホール）は玉を特殊景品に換える（勝った客の9割は特殊景品への交換を選ぶ）、店付近にある建前上別の業者がその特殊景品を買い取る、その業者は手数料を取って卸店に特殊景品を売る、卸店は店に特殊景品を売るという仕組みである。

現在大阪では、換金用に2～3種の換金金額のわかる景品が渡され、客はパチンコ店と同一敷地、同一ビル内の換金所で現金と換えている。この換金業者は、母子家庭や身体障碍者の福祉事業者協会の看板を持つ「古物商」で、特殊景品を「大和産業営業所」などに売りつける。そしてここから、大阪の遊技業者による会社が一手に特殊景品を購入し、各パチンコ店に売るというシステムをとっている。

東京では、勝った客は特殊景品でなく「金地金商品」と交換し、客はその賞品を貯めることも可能だが、ほとんどはＴＳＲショップ→景品問屋→ＴＵＣ集荷場（東京ユニオンサーキュレーション）を通し、結局店に還流する。

また、三重方式では、景品として栞が使われる。県遊技業協同組合が大日本印刷に注文した栞を各ホールに配布する。勝った客は栞を貰い、その栞を換金交換所である商店で換金してもらう。その商店は栞を金融機関に持参して遊技業協同組合の資金から決済してもらう。遊技業協同組合が金融機関から栞を引き取り、償却して処理するという手法である。この他、岡山方式といわれる「四店方式」もある。

いずれにしてもこれらは形態を変えた三店方式なり四店方式であり、一般賞品としての使用価値ではなく、換金できるという交換価値に注目した特別の「賞品」が利用される。店の客は賭客であり、ギャンブルに店ホールやその業界、さらには監督指導する警察までが協力している社会的事実は変わらない。現行の風適法は、民営パチンコによって脱法されているのである。

７．名実ともに違法賭博の存在

公営ギャンブル、脱法ギャンブルのパチンコ・スロットの他に、闇の違法ギャンブルがあるが、これに対しては本来、警察が賭博法により取り締まり検挙するだけである。しかし実態は、暴力団が絡んでおり、狙いを付けたバカラ店などが時折検挙されるだけで、全国の賭博事案の１割も把握できていない。また、公営競技のノミ行為も検挙率が高いとは言えない。

　　もちろん、賭博による収入は適法であれ違法であれ一時所得となる。なお、馬券をインターネットで継続的にシステム的に購入している場合は事業所得となる場合もあるが、その場合も一時所得も所得申告をしなければ脱税となる。しかし、ギャンブルでの所得を適法に申告するものはほとんどいない。（全て源泉徴収しなければ脱税はなくならないが、公営競技でさえ導入していない。）

　　公認ギャンブルは闇ギャンブルを抑制するというが、それは甘い期待であり、嘘である。

８．ギャンブルによる消費者被害とギャンブル被害対策基本法

　　ギャンブルは、自殺を含む健康被害という消費者被害だけでなく、詐欺的な宣伝勧誘、事業内容、不適正表示によって消費者の経済的収奪をはじめ、家族を含む生活権をも奪うという被害を与える。ギャンブル事業者の収奪金が、家族・親族や借金先からの金を集めたものであったり、犯罪により得られた金であり、そのような賭金の出処を問わず容認していることからすれば、事業者には不当な取得、犯罪によって得た金を得る未必の故意、少なくとも過失があるといえる。

　　ギャンブルの被害は、①消費者、②第三者、③脱税、マネーローンダリング、治安、教育環境など社会全体に及ぶ。だとすれば依存症対策に加えた被害対策基本法が必要である。

ギャンブル依存障害と医療ビジネス

１．アルコール（酒）依存については、アル中あるいは酩酊、飲酒病、アルコール離脱症候群、アルコール精神病等、病気としての認定は近代以前から知られていた。また、薬物依存も薬物乱用として精神的な病気としての歴史が古い。

　　一方、ギャンブル依存（病的ギャンブル）については歴史が浅く、1972年アメリカ・オハイオ州で入院治療が始められ、1980年アメリカ精神医学協会の診断と統計マニュアルが始まったという（田辺等『ギャンブル依存症』41頁）。

　　日本では、ギャンブル中毒ともいえる問題は戦前から知られ、戦後はパチンコと公営ギャンブル拡大の下で知られていたが、病的ギャンブルとして要治療という考え方は1990年代になってからである。

　　さらに、具体的に医師による要治療となると2000年以降であり、現実的な回復治療となると、アルコール依存や薬物依存からの回復を目的とする自助回復グループに現在もそのほとんどを頼っている。良心的な医師は相談に応じるも、治療する薬もなくカウンセリングや自助グループへの紹介サポートをし、ギャンブル依存者への警告、教育活動を継続してきたのだった。しかし、パチンコをはじめギャンブル依存症を生み拡大している現状とその病をなくせという世論を支配するには遠かったのである。

２．2002年、カジノを日本に導入しようとカジノ議連が生まれた。カジノ反対運動やギャンブル被害による反対運動への対処として、2016年12月のＩＲ法強行時に「依存症という存在は認めるが、ＩＲ収入で対処できる」とし、政府に実施法を丸投げした。

　　これには2014年の厚労省委託調査において発表された、日本のギャンブル依存者536万人（男性438万人、人口比8.7％、女性98万人、人口比1.8％、平均4.8％）という推計が大きな影響を与えたことは言うまでもない。日本はパチンコ・パチスロによる害が大きく、米国の1.6％の3倍以上であったが、現在のパチンコ依存への対策はほとんどとられていない。

　日本では現在もなお、ギャンブル依存はギャンブルをした本人の責任とされる傾向にある。欧米では今や常識となっているギャンブル事業者の依存症の防止責任「レスポンシブル・ギャンブル」という考え方は、まだ世の通念とはなっていない。結局、ギャンブル依存者や家族は放置され、救済の道は自助努力とされているのである。ＧＡのような場を得て、自覚と良き仲間と共にギャンブルを断ち、回復への道を歩むことは極めて大切である。しかし、その費用（依存者と家族、回復のための施設コスト）をギャンブル収益者や政府・社会で負担さえしていない。

ＩＲ導入論者は、ＩＲ収益の一部をそのコストにあてるという。現在のパチンコは脱税する業者さえ多く、社会に与えた被害に対し、一部に電話相談室があるぐらいで回復の責任はとれていない。だとすれば、まず現行ギャンブル依存障害について具体的措置を提案すべきだろう。

３．ＩＲ法成立後、政府が実施法準備期間に入った2016年年末、行政の世界にギャンブル依存の受け皿への動きも見えるようになった。その一つは、全国の地方自治体の精神保健福祉センターでの相談対応が始まっていることである。しかし、精神医が対応するセンターでも、現実の医療・回復への対策は大きく不足している。そして一般の医療機関や医師がギャンブル依存症に適切に対応・処方できるかというと、先進的に一部の医師が努力されてきたとはいえ現実には全く不十分である。なのに一部で今頃になって、ギャンブル依存症は他の依存症と同様、我々の受け持ち範囲という主張が展開されはじめている。

　　たしかにギャンブル依存症が病的賭博（Pathological Gambling）と言われた時代も、ギャンブル障害（Gambling Disorder）と呼ばれるようになった現在も、この病について医学書が発行されている。その一例として、医師向けのギャンブル依存の心理療法シリーズ（2015年　金剛出版）外でも、米国の病的ギャンブル、問題ギャンブルの定義から診療の手法、理論とモデル、診断と治療の指針、治療（法）、症例スケッチ、また、治療のバリエーションと組合せとその有効性について述べている。

同著ではＧＡ（ギャンブル・アノニマス）について「我々の治療しか受けないという治療プロトコルに参加していなければ、ＧＡに行くことを妨げたりしない。決断はクライアントに委ねられている」と一応常識的に述べている。だが、「現在のところ我々のクライアントがＧＡに参加して治療効果が得られるというエビデンスはない」と書いている。ＧＡや自主回復グループの活動に対しては冷たい評価といえよう。

　　ギャンブル依存症は、医師としても治療の完全性はない。この病気特有の難題もある。そして克服は簡単でないものが多い。ギャンブル依存症に対して様々なアプローチがあり、有効な治療サービスが確保されていない下では医療は医師によるものだけとは決めつけられない。しかるに、依存症治療は医師のみができるとし、医療ビジネスが先行すれば世の反発を受けよう。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

**◇◇　ギャンブルオンブズマン川柳　◇◇**

「パチンコ屋　カジノを怖れ　目指してる」

　　　サンズ、ＭＧＭ、ウィンなど外国のカジノ企業の進出によって大量に客を奪われるのではないかと心配しているパチスロ店。既に海外へマシーンを販売しているメーカー企業と大手ホール企業（マルハン、ダイナムら）は、自らもカジノ参入に備えて着々と準備中である。カジノに進出中のセガサミー里見会長は娘婿を自民党に送り込み、長崎ハウステンボスのＨＩＳなどリゾート産業も食指を伸ばす。

「官もまた　胴から収益　安上り」

大阪市、横浜市、千葉県、北海道など自治体は、観光客を呼ぶことを名目にカジノ誘致に動いている。これらカジノ誘致の狙いは、外国人観光客目当ての‶金儲け〟。しかし、ＩＲのカジノ事業者にしてみれば、外国人客よりも手っ取り早いのは日本人客。もっと露骨にいえば、日本人中高所得層の射幸心客からのボッタクリである。かくてカジノの利権には中央・地方の官僚・役人も群がる。

「万博で　路線を引いて　カジノ駅」

　　　夢洲ＩＲのためには鉄道駅がいる。最も低コストとされる地下鉄延長案でも数百億円といわれ、その投資のためには「夢洲万博2025」がほしい。万博なら政府も大阪務も公金を出し、財界も金を出すという計算。半年の万博でインフラ整備をし、内外のカジノ資本へのコントロールもしたいというのか。大阪維新と関西財界のカジノ万博路線である。

万博オールジャパンのウソ

2017年2月7日、経団連の榊原貞定征会長（東レ相談役）が、2025年国際博覧会（万博）の誘致委員会のトップに決まり、翌日の毎日紙には「万博誘致オールジャパン」との見出しが躍った。

　しかし、オールジャパンとされる写真に写るのは、榊原氏、松井一郎（大阪府知事）、森詳介（関経連会長）、世耕弘成（自民・経産相）の4人が手を握るだけの姿である。全国各地、国民各層を含めたオールジャパンではない。そう呼ぶのは「先走り」というより、国民世論の誤導である。

　松井が「大阪万博でなく日本万博」だと言ったとあるが、ならば東京オリンピックこそ先に日本オリンピックと名称変更すべきであろう。オールジャパンというのは、夢洲カジノも臨んだ夢洲万博の高額会場建設費を国の財政資金を含めて集めやすくするための思惑がみえる。

　2月中に誘致委員会発足、3月に経産省の検討会報告書、4月に閣議了解、5月22日までに博覧会国際事務局（ＢＩＥ）への立候補ができれば、2018年11月のＢＩＥ総会での投票で開催地決定、2025年5～10月に大阪夢洲万博開催というのが、夢洲万博の“夢”なのだ。しかし、夢で終わってもその間に公費を投入すれば、それだけでも経済需要となり、夢洲カジノ（ＩＲ）への実現に近づくというのである。

　既にフランス・パリが、エールフランスやルソーなど世界的企業の協力を得て、2016年11月に立候補済みである。立ち遅れている大阪はこれから。国、関係自治体、経済界が三等分して資金を負担する方向というが、関西経済界の集金力は低い。だから地元頼みでは進まず、維新の松井が自民にすり寄り、東京からも協力を得ようというのだ。

　関経連の森会長（関電会長）は、地元の企業が収益を期待できる形での資金調達スキームを求めたという。万博で金儲けができるなら金を出す企業が出てくるとは、露骨ながら本音だろう。これをもってオールジャパンというなら、与党と財界の一部の金儲け関係企業によるものは全てオールジャパンになる。

　横浜ＩＲを目指す横浜市とその財界、同様に北海道、長崎、その他全国のＩＲ候補地の自治体や関係企業は、夢洲カジノに金を出すとは到底思えない。夢洲カジノ推進により特例地区からは外れて遅れるところは、ＩＲ賛成派といえど「うちが先」とクールに反対するだろう。

　そして大阪や関西の評価はどうか。大阪市民もまだ冷ややかである。ＵＳＪ以上の施設が万博でできるわけでもない。もし、大阪地下鉄や鉄道が半年の万博のために建設され、巨大投資をするよりも他に使うべき道はあまりにも多い。

危惧される東南海大地震が起きようものなら、津波によって堤防（防波堤）その他の公共施設をはじめ、市民の被害は甚大である。それが仮に万博開催中であったらどうだろう。「50年、100年に一度の統計からすると大した不安材料でない」というのが、夢洲のＩＲカジノや万博推進派の考えである。しかし、夢洲の隣の咲洲にあるＷＴＣ（大阪府庁舎）でさえ、今や防災拠点どころか避難先を考えなければならないような有様である。

　こう考えると、夢洲万博は防災・安全ネットのないサーカスのような企画であって、わざわざオールジャパンで取り組むようなものではない。建設企業、計画企業は、その儲けにより賛成するかもしれない。しかし、わざわざ何千万人を集める博覧会をそんな危険な処を選んで行う理由はない。神戸ポートピア博を除けば、千里の大阪万博、つくば博、愛知博は陸部で都市周辺の未開発地を利用した。神戸博は東日本大震災前の津波を想定していない時代だったからできたことである。今だったらとても賛成できない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｙ）

パチンコ研究（７）

―　パチンコの「黒い」伝説　―

１．中小パチンコ事業

　　パチンコ台の販売価格は1台20～50万円、データカウンターは1台2～5万円、100台程度の小規模店でも、その機材購入コストは2200～5000万円となる。そして、ホールコンピューターは一式数千万円、仮に5000万円として、以上計8000万円とする。さらに、玉の配給機などに2000万円、セキュリティ設備に1000万円、カウンターや椅子など設備に2000万円とすると、合計1.5億円。これに土地建物、特殊景品で最低2億円以上が必要であろう。

　　パチンコ台の耐用年数は2年（実質は台の入替が激しく、1年）、ホールコンピューターは定率法4年（償却率62.5％）だが毎年1億円、月800万円余の利益が必要となる。もちろん人件費も必要で、これを月400万円、税金は50％と考えると月に2400万円、1日80万円の利益は必要となる。

　　台の稼働率を40％だとすると、1台あたり毎日2万円を店は稼がねばならない。逆にいえば、客は負けねばならない。でないと、店はつぶれる。（2万円×100台×0.4＝80万円）

　　だとすれば、店はどうするか。税を支払わなければ1日40万円でよいが、稼働率が20％だとやはり2万円（2万円×100台×0.2＝40万円）となる。

　　実際に1日1台あたり40％稼働している店はほとんどないだろう。だとすれば、出玉を増やして客を呼ぶしかないが、1台あたりの収益を半分の1万円としても全台で稼げるどころか損をする台が出る・・・。

中小パチンコ店は、こんなジレンマの中にあるという。その一方で、マルハンやダイナムなど1000台以上のホールを展開する大手は成長を続けている。

２．ホールコンピューター

　　ホールコンピューター（ホルコン）が「出玉の統計目的」というのは建前である。実際には大当たりの回数制御と出玉制御機能をもつ。設定した１日の利益率を誤差なく達成できるという代物だ。

　　大当たりは、ホルコンが館内の出玉が一定の基準値を超えると制御され、一定基準値を下回ると解放される。

　　ホールは、顔認証システムで客を個人識別し、出玉を遠隔操作する。もちろんこんな遠隔操作は違法だからホールは否定するが、現に時々摘発されている。パチンコ店側の内部告発もある。

　Ａさんの体験・・・多くのホールで大当たり台は１台置き

　Ｂさんの体験・・・一定時間で一斉に大当たりが止まる

　Ｃさんの体験・・・４円玉等価交換ホールと２円交換のホールでは出方が異なる

　Ｄさんの体験・・・イベントデーと普通の日とでは、大当たりの台数が異なる

　以上は、『ギャンブルに勝つための最強確率理論』（九条真人）に記載されている「伝説」の要旨である。本書は、本質的にギャンブルに確実に勝つことは確率論としてあり得ず、たまたま勝った時に「勝ち逃げ」することが必勝法だと述べる。パチンコでは「深追いをしてはいけない」とあり、数学的にもレベルの高い好著である。

コラム　　　　パチスロ景品買いに関する警察庁の見解

①昭和２８年１２月２４日　警察庁刑事部長から警察庁防犯課長へ照会

　　「遊技場営業者は、乙を日給200円にて雇用し、自己店内売場付近に位置せしめ、客が景品とし玉10個でキャラメル1個（市価20円）の割合で交換したキャラメルを1個15円の割合で買い取らせ、再びそのキャラメルを景品として使用する方法を行っているが、かかる行為は風俗営業法第23条第1項第1号に該当し、著しく射幸心をそそるような行為に当てはまると認められるが如何」

　昭和２９年１月２１日　警察庁防犯課長からの回答

　　「営業所において一旦遊技客に提供した景品を営業所内で雇用した買取者に買い取らせるなど景品が直ちに現金化されるような方法をとる場合は、単に条例に規定する遵守事項に違反したというに止まらず、専ら遊技者をして財物の得喪を争わせる行為をするものとしての性格が強くなる。この場合においては、刑法第185条ないし186条に該当する可能性が強くなるものと解される」（注：刑法185条、186条は賭博罪の規定）

②昭和２９年１０月２５日　警察庁調査統計局から茨城県警本部長宛の文書

　　「元来パチンコ遊技は営業者と客の偶然の勝負によって財物を賭けるという性質を帯びており、唯その賞品の種類、金額の如何によっては『一時の娯楽に供する物を賭した』場合として、賭博罪にならないに過ぎない」

　　「遊技客が得た景品を、特定買受人が現金化し、特定買受人が再びパチンコ店に渡す仕組みとなった場合も、営業者が直接現金交付する場合と実質的に異なる所なく、賭博罪になる者と解する」

以上①②の見解によれば、現在の「三店方式」は賭博罪を成立させるものに他ならない。

カジノと雇用創出　～ディーラーは現代の博徒か～

１．カジノ推進論の理由の一つに、カジノが誕生すれば1施設あたりディーラー2000人の雇用が生まれ、ディーラー以外のスタッフを含めるとＩＲカジノは4000～5000人の雇用が生まれるという主張がある。カジノ学院で人材を育成するという贄田崇矢ＣＥＣ社長は、全国2～3ヵ所で1～2万人の雇用という。

　　この雇用創出を地方自治体や地元経済界が期待するようだ。しかし、新しい労働市場や雇用の需要は、生まれれば何でもよいといえようか。

　　第一に、その労働・雇用の内容である。人の労働は何でもよいというものではない。その労働は社会に富を生み、他に害を与えないものという社会的有用性が必要である。

　　第二に、有用労働の生む富が、働く人々にも適正に配分され、且つ働く人が働き甲斐を得られることが必要である。

　　第三に、その労働は社会で求められている有用有益な需要度（ニーズ）に応えることが求められる。いわば、需要の社会的適正配分といえる。

２．贄田氏は、高級カジノのディーラーの年入は1000万円を超え、一般総合職より高いという。しかし、賭博そのものは社会的に富を生まないことは、アダム・スミス以来の経済学、倫理学者が説くところである。カジノには、他の有用な農工商のような社会における必須性がない。現に、歴史的にも賭博や賭博産業は禁止されこそすれ有用とされていない。

　　しかも、カジノは客から賭博収益を得るというもので、ディーラーはカジノでの遊興として金持ちに貢献するという意味はあっても、昔流の表現なら博徒の仕事と同じといえる。また、高収益が保障されるというが、むしろ将来的にはカジノのＥＧＭ（機械）化が進み、ディーラーをはじめ人手は少なくなると言われている。カジノ労働が働き甲斐のあるものかどうかは人の主観もあろうが、国民の誰もがその労働を重要とは思わないであろう。カジノ労働には、一部にある一時的な高収益という魅力以外はないといえる。

３．最後に、日本の社会を見ると、農業も工業もまだ人手不足で働く人の需要は多い。また、福祉施設での人手不足は深刻である。一例を示すと、入所希望が何十人待ちといわれる特別養護老人ホームでも、実際は施設のベッド数の7～8割しか受け入れられていないという。その理由は、施設の人手不足であるという。福祉施設で働く人の給与が低いことはよく知られている。労働の社会的重要性と求人需要に対し、給与をはじめ処遇水準が悪いという矛盾した現実がある。カジノでは高収入という夢のような宣伝が、若い人の職業観にどういう悪影響を与えるかも考えるべきだろう。

４．現在日本にある街のカジノ、特に闇バカラなどで働くディーラーや従業員は、江戸時代末期以来のヤクザの賭場の博徒の仕事であり、賭博開帳罪で検挙される。これが公認カジノになると、博徒からディーラーと横文字になり、高給取りになれますよといってカジノ学院をつくるというのだから、ギャンブル産業は何でもありだ。

「職業に貴賎なし」とは、人から嫌われる仕事（３Ｋ？）も社会に有用だ、差別してはいけないという意味だ。他人の情報を盗むハッカーは、ＣＩＡという国家機関の仕事としても公認されないし非難される。人の弱点である射幸心を煽り操るカジノとその雇用は、金儲けのためにだけ働く従属労働といえるだろう。

公営ギャンブルの広告

　日本の公営ギャンブルは、最近ではテレビや新聞、パンフレット等で自らの事業の効用を盛んに宣伝している。いわく、「宝くじの収益金は福祉に役立っています」、「競馬の収益金は畜産農家に役立っています」、「競輪は自転車に…」、「競艇は船舶産業に…」など、特別法の目的を繰り返すものが多い。最近では、援助金や補助金先を具体的に宣伝して、その効用をいう。

　これまで公営ギャンブルの広告については、宝くじの発売日と当せん金の大きさを強調して射幸心を煽る購入勧誘について批判してきた。また、公営競技については、日程案内広告が多かったが、それでも賭けである投票参加を呼びかけるものであり、これらについてもギャンブルは勧誘すべきでないとして批判してきた。

　しかし、特別法で特に許可されているとはいえ、賭博開帳、富くじ発売行為そのものを肯定する広告は許されない。その「公益性」は、射幸行為によって得られた収益金で公益事業や福祉事業に役立てるところにあり、これ故に公共自体が税以外の収入を得る「収益事業」として正当化されていたのである。

　この意味で近年、公営ギャンブルの収益金が公益目的だとか公共事業や福祉に使われていると大々的に宣伝しているのは当然ではある。しかし、客観的にその事実を情報公開すればよく、タレントを使い、結局ギャンブルを正当化する広告になっているのはいただけない。テレビや新聞の長々としたＣＭは、その費用も莫大で無用であろう。それは、①賭博の本質、②公営ギャンブルにともなう弊害を隠すようになされている。

ＣＭをするなら、「生活費を多大に費消しないでください」とか、「賭けに夢中にならないでください」とか、「健康に注意してください」等と、弊害防止の広告をするべきである。特に「ギャンブル依存の可能性のある人は来ないように」と警告することは不可欠である。

　このような、本来事業者がすべき広告・表示を怠り、賭客を呼び集める広告や変更した事業広告は、不実広告、不当広告の非難を免れない。テレビ、ラジオ、新聞の表示広告をみると、ギャンブル事業の収益のために集客することが目的としか考えられない表示、広告内容が圧倒している。これでは公共メディアもギャンブル弊害発生の共同加害と言わねばならに。賭博を政府自らが行うことは、それ自体、刑法の賭博禁止の国家政策を害するものであり、国民の生活（消費生活、教育、健全なスポーツ・ゲームを含む）を害することについての反省を欠くものである。賭博は例外的に、一時の娯楽の範囲で行われ、国民の何人もの健全な幸福追求と生活保持を害しないものでない限り、犯罪として禁止されるべきである。

カジノギャンブル依存症対策株式銘柄？！

　ＩＲカジノが決まっていくという動きだけで関連株が値上がる。まさにカジノミクスである。カジノが生む依存症も金儲けの対象とする。別冊宝島2549号「カジノと日本経済」のＩＲ法で上がると紹介される関連株５銘柄を見てみよう。

大日本住友製薬（「向精神薬に強く、依存症対策で存在感」と紹介）

　今は住友化学が50.1％を握る。大日本の名を聞いて昔を知る人は、昭和16年から発売されたヒロポンを思い出すだろう。覚醒剤メタンフェタミンの商品名で軍部で用いられ、特攻隊員に服用された。戦後も発売されてヒロポン中毒は少年にまで広がった。昭和24年、ヒロポン常用者は20代が65％、10代が28％に及んだ。昭和24年3月、厚生省はヒロポンを劇薬とし、使用目的を明記しないと薬局で購入できなくした。ヤミでは10アンブルが当時の金で200円もした。使用経験者285万人、中毒者80万人という状況で、昭和24年10月には製造中止が勧告され、そして昭和26年6月、覚せい剤取締法が制定される。

大日本製薬は戦争国家の下で国策に応じたのだったが、精神系の薬品には強い会社であり、現在は精神疾患用の抗精神薬有力メーカーとなっている。抗精神薬とは向精神薬の一つで、脳など中枢神経に作用して精神活動と効果を与えるもので、知覚異常や病的な興奮を鎮静させる。そのメーカーである大日本住友製薬がギャンブル依存症対策で利益を上げるだろうとのことで、株価は青天井で上昇中、1株2034円と紹介されている。

Ｎ・フィールド（「精神疾病患者に特化した医療サービス」と紹介）

　アルコール依存看護からカジノの依存症カウンセリングへ進出する可能性とある。大阪市北区の本社だが全国展開中で、依存症患者への訪問看護や患者用賃貸物件の入居支援事業を期待とある。しかし、これはギャンブル依存症の実態や依存者へのケアのあり方も知らない偏見によると思われる。

バリューＨＲ（「カジノ依存症ケアの請負受注参入に期待」と紹介）

　　健康関連事業のアウトソーシング会社で急成長中だが、稼ぎ頭の健保事業支援システムから依存症対策ビジネスを展開できるかは正直不明だろう。カジノに一定の健保事業が不可避とするも、どこまで必要か。例えばカジノ・パチンコ等入場者に健康診断を義務付けるのか。誰がそのコストを負担するのか決まらなければ疑問である。しかし、カジノ、ギャンブルという健康障害を伴う事業の下でビジネスチャンスを考える者にとっては、これも紹介する価値のある銘柄なのだろう。

トランスジェニック（「依存症研究に必要な実験マウス作成に強い」と紹介）

　　バイオベンチャーだが、ギャンブル依存対策のテーマ化でつれ高するとある。病気が植えれば治療薬開発用のマウスの株まで期待するのがカジノ期待論者である。

アドバンテッジリスクマネジメント（「依存症にも応用可能な医療サービスを展開」と紹介）

　メンタルヘルス対策を行う医療サービス会社で、うつ病など就業障害者支援事業も展開という。これはストレスチェック対策のサービス事業がギャンブル依存にも応用できそうとして紹介されているが、現在日本のＮＰＯ、ＧＡやＳＰＪ・ワンネスグループの活動に代わるビジネスになるかは疑問が多すぎる。

宝くじとスポーツくじの射幸競争

　今、テレビ広告では、「くじ」が最大級の射幸度競争をしている。宝くじはついこの間まで、ジャンボで前後賞込み3億円程度だったものが、今では5億円～7億円にまで賞金が引き上げられ、スポーツくじはＢＩＧも3億円から6億円～10億円へと引き上げられた。その高額賞金の数字ばかりが繰り返し宣伝されている。

　しかし、ジャンボは当選枚数が減っていたり（1ユニットの枚数が倍に）、スポーツくじはあくまで「キャリーオーバー」発生時に限った賞金額なのだが、そんな条件設定はよっぽど詳しくくじを見る者にしかわからない。

　そしてまた、2017年1月から宝くじのロト7において、キャリーオーバー時の1等賞金が8億円からついに10億円に引き上げられ、その宣伝が過熱している。

　これらは賞金競争においてその最高賞金額だけを宣伝し、その条件や当選の一方でほとんどが空くじとなる“確率”については全く知らせない「詐欺的広告」である。

　宝くじは総務省と全国自治体、スポーツくじは文科省とスポーツ振興センターの発行だ。こんな「消費者（購入者）騙し」そして「子ども騙し」の広告は、国と地方自治体の消費者の権利を守ること、青少年の健全育成の使命に反する。

　射幸とは、努力なく幸運を得る、金を得ることをいう。そこにはスポーツ性もない。スポーツくじも導入時のサッカートトカルチョ（toto）は今や脇商品となり、機械くじであるＢＩＧが主力である。ＢＩＧはジャンボくじと競争するように1等賞金額を吊り上げるが、結局当たりくじの確率を下げるものでしかない。

　ジャンボの7億円（1等・前後賞合計）は、2000万分の１の3乗という兆・京桁の確率となる。一般に50万分の1の確率はほとんど一般人が体験できない事柄であるという。1000万分の1や2000万分の1というと飛行機事故に遭って死亡する確率どころか隕石に当たって死ぬ確率よりも低い確率なのだ。本来、購入者に当せん確率の極めて低いことを正しく表示して広告されるべきなのに、これをワザとしない射幸宣伝は、詐欺的販売に他ならない。

書籍紹介

１．「これでもやるの？大阪カジノ万博　賭博はいらない！夢洲はあぶない！」

　　カジノ問題を考えるネットワーク編　（日本機関紙出版センター　2017.2.1　900円+税）

　　桜田照雄（阪南大教授）、吉田哲也（弁護士）、田結庄良昭（神戸大名誉教授）らの筆によるアップトゥーデイトなブックレット。大阪夢洲カジノの無謀性の急所を突き、わかりやすく記載する。

　　第1に、大企業財界本位で、公費投資と外部依存の経済戦略であり、2兆8000億円の経済効果をいうが、①1983年以来のテクノポート大阪構想によるＷＴＣ、ＡＴＣ建設も含めた失敗、②2008年大阪五輪誘致の失敗、③咲洲まちづくりの失敗などを重ねてきたこと、第2に、カジノ合法化法が多大な弊害を理由とする世論の反対を無視して強行されたことも詳しく述べている。第3に、予想される東南海大地震による夢洲の被害について、①津波浸水、②護岸の沈下、③地盤の液状化、④津波火災等を詳述している。

２．「疑似カジノ化している日本　―ギャンブル依存症はどういうかたちの社会問題か？―」

　ビッグイシュー基金ギャンブル依存用問題研究グループ（2015.10.15）

（１）目次

①過度のギャンブルは精神の病である、②ギャンブル依存症が世界で突出する国、日本（男性の有病率9.06％、全国536万人）、③人口28人に1台。日本全体がカジノ化（ギャンブル機（ＥＧＭ）459万台、世界767万台の6割）、④パチンコ売上24.5兆円、ホール粗利益3.67兆円、⑤ＥＧＭ。依存症を誘発する技術開発、⑥国がギャンブル性を直接管理（パチンコ産業も巧みにギャンブル管理）、⑦パチンコは“依存症ビジネス”（パチンコ政策が問われる）、⑧今後に向けての提案　からなる。

（２）そして、依存症の早期発見、早期介入のモデルとしてスイス賭博法を紹介している。

　　　スイスでは、1998年に賭博場開設を賭博法で認めるようになった。特にＥＧＭがギャンブル依存の原因となりやすく、入場停止に至るギャンブル種はスロット型が58％という。カジノは「租界」といわれる一般社会とは切り離された特区であり、スロットマシーンはこの中でのみ利用できるというのだ。

　　　ちなみに、本書には米本昌平氏によるスイス賭博法抄訳が掲載されている。全11章による詳細なもので、賭博と賭博場に関してその認可は、マネロン排除等は前提とし、賭博参加者が過度の賭博から保護されるよう詳しく定められている。

　　　例えば、①主催者の保護責任（義務）、②未成年者保護と大規模賭博、③オンライン賭博の制限、④不適正広告の禁止、⑤貸付、前貸しの禁止などについて定め、主催者に様々な制限、抑制システムを課している。

（３）しかし、このような規制までして賭博を許容する必要がどこにあるのだろうか。この本質的疑問について、スイス賭博法はなんら応えていない。

　　　例えば、病気を治療するが副作用のある薬というならまだ判る。だが、麻薬は末期がん患者を別として、健康人に使い必要は全くない。タバコでも今や、直接喫煙、間接喫煙の害を防ぐことが厳しく求められる。飲食の酒もＴＰＯと量規制を厳しく問われる。ギャンブルが一時娯楽を超えて許される理由は何ら説明されていないのである。

３．「誰がパチンコをダメにしたのか？」谷村ひとし

（ワニブックスプラス新書　2015.12.25　830円+税）

　著者は漫画家で、これまでパチンコを題材にしてきた。パチンコで儲け、マンガ本でも収入をあげる。文字通り、パチンコ賛美派である。その氏が2015年11月に業界に求められた新ルールについて、そしてパチンコ界の将来について書く。パチンコ界に危機感や苦言を呈しつつも、新規制で実はパチンコ界が救済されるとし、肯定する。

　その内容は、（1）警察庁のＭＡＸ規制や等価交換禁止誘導は、実は店（ホール）収益を保護するためのもので、パチンコ界としての収益増でアベノミクスの「尻拭い」さえするという、（2）業界は2016年ＧＷまでに20年前の売上レベルに戻る、（3）パチンコ界は「来店イベント」「メーカーの縛り」を脱すべき、（4）努力すればパチンコは楽しくなり、ホールだけでなく客のあなたも「リハビリ」、（5）パチンコマネーの「落とし子」が恩返し、（6）これからは大型店の時代で、3世代が遊べる店へ　など。パチンコ新規制とそれに対応するメーカー、ホールに賛意を示し、客がパチンコ離れをしないように巧みにガイドするものになっている。

　谷村氏は、脱法パチンコに疑問も呈さず、業界の先棒をかつぐ姿は明確であり「白々しい」。

　なお、本書27ページの「パチンコ玉と金地金賞品交換玉数変更のお知らせ」は、パチンコホールが直接パチンコ玉を金地金に交換していることを堂々と示している。これは、ホールによる貸玉の「換金」そのものである。これを許している警察の監督は一体どうなっているのかと思わされる。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

書籍･論考紹介まとめ（2）

　ギャンブルオンブズマンは、ギャンブルの諸問題を研究するため様々な文献や書籍を入手したいと考えています。しかし、実際には入手困難なものや、入手できてもいざ内容を見てみるとオンブズとしては不必要と思われる期待外れのものも多くあります。特に歴史的研究を別として、現在のギャンブルの実態や弊害、依存症の問題を検討するとなると、1945年以前の出版物は、賭博法（判例）に関するもの、現在のギャンブルが生まれる前史を除けば必要なものは僅かです。それでも1990年以降の出版物に再々引用されるものは点検が必要になることがあるのです。

　この点、会報2号（2012.5.1）の21頁以下8頁にわたり引用した文献は、萩野寛雄教授の著作「日本型収益事業の形式過程」からの引用でした。引用先が明記されておらず、お詫びします。

　会報に紹介した書籍・文献は、1～29号までの分を会報30号（2014.11.26）でまとめています（単行本55点（論文は除く））。以下、会報30号～50号で紹介したものをまとめます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会　報 | 論文・書籍等 | 記　事 |
| 30号（2014.11.26） |  |  |
| 31号（2015.1.1） | 「ギャンブル依存国家・日本　パチンコからはじまる精神疾患」（帚木蓬生）「消費者法ニュース100号記念号」 | 書籍紹介 |
| 32号（2015.2.4） |  |  |
| 33号（2015.3.10） | 「法窓夜話」（穂積陳重）「日本版カジノのすべて」（木曽崇）「カジノ利権の正体」（別冊宝島2014.12.14号）「最新業界地図2015」（成美堂） | 穂積博士と博奕書籍紹介 |
| 34号（2015.4.16） | 「カジノ資本主義」（スーザン・ストレンジ） | 「ｶｼﾞﾉ自治体」は許されない |
| 35号（2015.5.15） |  |  |
| 36号（2015.6.18） | 「カジノ幻想―日本経済が成長するという嘘」（鳥畑与一）「司法資料―賭博に関する調査1～3巻」（司法省） | 書籍紹介 |
| 37号（2015.7.28） | 「スウェーデンの賭け事」（ネチャマ・テック） | 書籍紹介 |
| 38号（2015.10.2） | 「国富論」（アダム・スミス）「まだある！パチンコホールのあぶない話」（業界内研究会） | ｱﾀﾞﾑｽﾐｽの語る「宝くじ」パチンコ研究（５） |
| 39号（2015.11.4） | 「江戸時代漫筆」（石井良助）「浮世物語」（浅井了意）「ＣＡＳＩＮＯＳ」（ラルフ・テグマイヤー）「新・観光立国宣言―モノづくり国家を超えて」（寺島実郎）「ギャンブルと財政・経済」（ラグナ―、全競輪協）「賭け事に関する『英国王室委員会報告書』」（全競輪協） | 富突考博奕とカルタ書籍紹介 |
| 40号（2015.12.22） | 「カジノ産業の本質―社会経済的コストと可能性の分析」（ダグラス・ウォーカー） | 書籍紹介 |
| 41号（2016.1.29） | 「レジャー白書2015」（日本生産性本部）「ギャンブル依存症」（田中紀子）「科学研究とデータのからくり」（谷岡一郎） | 最新ｷﾞｬﾝﾌﾞﾙ事情書籍紹介 |
| 42号（2016.3.3） | 「値段の明治大正昭和風俗史」（週刊朝日）「新値段の明治大正昭和風俗史」（週刊朝日） | 勝馬投票券と宝くじの値段の歴史競馬の賞金 |
| 43号（2016.5.31） |  |  |
| 44号（2016.6.30） | 「江戸時代漫筆」（石井良助）「世紀末パチンコ秘話―釘師50年　30兆円産業の汚点を暴く―」（小川和也）「世界カジノ白書」「21世紀ビジネス―カジノ経営」「カジノ合法化の時代―地方分権と福祉財源に―」「カジノブーム―法制化と公募入札」（以上安藤福郎）「新日本のカジノ産業―超高齢化社会だからこそ期待される！」（上野健一）「カジノは日本を救うのか？」（苫米地英人） | 鬼平と博奕パチンコ小史（１）書籍紹介 |
| 45号（2016.8.1） | 「世紀末パチンコ秘話―釘師50年　30兆円産業の汚点を暴く―」（小川和也）「Dream　Dictionary」（ラッセル・グラント）「横浜市委託調査　ＩＲ等検討調査報告書」「東京都委託調査　カジノ市場調査」（ＦＡＣＴＡ）「ブレーキのない自転車」（下重暁子）「花札」「かるた」（江橋崇）「消費者法ニュース107号」（福島みずほ・小川敏夫、平野次郎） | パチンコ小史（２）ギャンブルと夢大手監査法人の激安ｶｼﾞﾉ調査報告書書籍紹介 |
| 46号（2016.8.26） | 「レジャー白書2016」（日本生産性本部）「地方財政白書」（総務省）「愛媛県Ｈ25度包括外部監査報告書」（愛媛県） | 公営ｷﾞｬﾝﾌﾞﾙ（競技）の存在意義の喪失 |
| 47号（2016.10.4） | 「サン写真新聞」「東アジア評論」（長崎県立大東アジア研究所）「賭博／偶然の哲学」（檜垣立哉） | ｻﾝ写真新聞から～ﾏｶｵからみた～書籍紹介 |
| 48号（2016.11.1） | 「外国の立法269　韓国ギャンブルレポート」（藤原夏人）「ギャンブルシンポ報告書」「日本ダービー50年史」（日本中央競馬会）「会社四季報　業界地図2017年版」（東洋経済新報社） | ｷﾞｬﾝﾌﾞﾙ被害をなくす対策と運動書籍紹介 |
| 49号（2016.12.26） | 「徹底批判！！カジノ賭博合法化―国民を食い物にする『カジノビジネス』の正体」（全国カジノ反対連）「消費者法ニュース101号　韓国江原ランド視察調査報告」（新川眞一）「カジノミクス」（佐々木彰・岡部智）「博奕の人間学」「カジノ解体新書」（森巣博）世界2014.11号掲載「賭博の合法化は許されるか」（新里宏二）、「斜陽カジノ産業に『地域創生』は可能か」（鳥畑与一）自由と正義2014.11号掲載「カジノ解禁推進法案の問題点」（新里宏二）、「カジノ解禁と反社会的勢力排除」（鶴巻暁） | 書籍紹介 |
| 50号（2017.1.12） | 「競輪60年史」（ＪＫＡ） | 書籍紹介 |

**事務局だより**

○第６回総会　：　平成2９年３月２５日（土）　正午～午後１時

平和法律事務所（大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル１階　TEL：06-6202-5050）

詳しくは別紙案内をご確認下さい。御出欠についてお知らせ願います。